

**【神奈川県広域連合からのお知らせ】後期高齢者医療制度にご加入で、マイナ保険証をお持ちの方に通知を発送します。**

令和6年12月2日に、現行の保険証の発行が終了となり、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」による受診を基本とした形へと移行しました。

つきましては、円滑な制度移行のため、以下の内容について「マイナ保険証をお持ちの被保険者」に改めて通知をいたしますので、施設・事業所の皆様にも情報共有のため、その旨お知らせします。

- ①令和7年7月31日までの間は、マイナ保険証をお持ちの方でも、紙の保険証又は資格確認書をお持ちいただいておりますが、8月1日以降は交付をしないこと。
- ②マイナ保険証での受診が困難な方は、資格確認書の交付を受けることができます（申請書を同封しています）。
- ③マイナ保険証の利用を希望されない方は、申請により解除することができます。

発送日：令和7年3月5日（水）

対象者：1月31日時点でマイナ保険証の登録をされている神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者

※住所地特例制度により、保険者が神奈川県でない方は対象外です。資格確認書の交付を希望される場合等は、保険証（資格確認書）に記載の保険者へお問い合わせください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていても、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、「マイナ保険証」を利用した受診が困難な場合には、申請をすることで資格確認書の交付を受けることができます。

施設・事業所の皆様におかれましては、必要に応じてご対応いただきますようお願いいたします。

代理申請等の詳しい内容は、神奈川県広域連合ホームページを御参照ください。

**【マイナ保険証をお持ちの方に3月5日通知を発送します】**

<https://www.union.kanagawa.lg.jp/1000007/1002001.html>

■ 問合せ先

【(後期高齢者医療制度) マイナ保険証への移行に伴う保険証・資格確認書等の取扱い全般について】

神奈川県後期高齢者医療広域連合

電話：045-440-6700 (平日 8:30～17:15)

※入所者様等に関する個別のお問い合わせは、入所者様等の保険証(資格確認書)に記載の保険者へお問い合わせください。

【マイナンバー制度について】

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話：0120-95-0178 (平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:30)